

居宅介護支援事業所

管理運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人ザ・ハート・クラブが設置経営する介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して適正な指定居宅介護支援を行うことを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 : 居宅介護支援事業所 ポム

所在地 : 高知県高知市朝倉甲 2 5 - 1

(運営の基本方針)

第4条 居宅介護支援は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業主体から総合的かつ、効率的に提供されるよう配慮して行う。

2 そのサービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立の立場を保持する。

3 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター等、他の指定介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所には、以下の職員を置く。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供を行う。

2 職務内容は本規程の第8条、第9条及び第13条に定める。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。

2 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

3 正当な理由無くして、居宅介護支援の提供を拒むことのないこととする。

4 事業所の通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講ずることとする。

5 利用者から居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

6 被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

7 居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

8 利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の遅くとも1か月前にはその更新の申請が行われるよう必要な援助を行うこととする。

9 本事業所の介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

(居宅介護支援の内容)

第8条 居宅介護支援は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。

2 提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に関する業務を担当するものとする。

4 居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者などに関するサービスの内容、利用料などの情報を公平に利用者又はその家族に対し

- て提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- 5 居宅サービス計画の作成にあたっては、アセスメントツールに基づく課題分析票を用いて、有する能力、既に提供を受けている居宅サービスなどのその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
 - 6 前項に規定する解決すべき課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
 - 7 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における居宅サービスなどが提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
 - 8 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 9 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス利用料等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
 - 10 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。
 - 11 介護支援専門員は、前項の把握を行うため、居宅サービス等の提供開始後、1か月に1回以上、利用者の居宅を訪問する。
 - 12 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと求める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
 - 13 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者などから依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成などの援助を行うものとする。
 - 14 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーションなどの医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めるものとする。
 - 15 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があ

る場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該居宅サービス計画等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- 16 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に従って居宅サービス計画を作成するものとする。
- 17 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏することなく、計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにすることとする。
- 18 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 19 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこととする。
- 20 管理者は、毎月、市町村、若しくは国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出するものとする。
- 21 前項は、居宅サービス計画等に位置付けられている基準外等居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費にも適用するものとする。
- 22 利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。
- 23 管理者は、居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
 - (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(秘密保持及び個人情報)

第9条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 管理者及び職員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所及び管理者、職員は別に定める「個人情報の取扱い規程」、「個人情報に関する文書管理規程」、「個人情報にかかる開示申請等に関する規程」を遵守し、その都度必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は無料とする。

2 提供した居宅介護支援について、前項の利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額などを記載した居宅介護支援提供証明書を利用者に交付するものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第12条 通常の事業の実施範囲は、高知市の区域とする。

(その他の運営に関する重要事項)

第13条 管理者は介護支援専門員その他の職員の管理、居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 管理者は介護支援専門員その他の職員に介護保険法施行規則に定める規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の態勢その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示するものとする。
- 4 事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ておくものとする。
- 5 事業所は、広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとならないように努める。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示などを行わない。

- 7 事業所及びその職員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者などに対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受しないこととする。
- 8 事業所は、自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速、かつ、適切に対応するものとする。
- 9 事業所は、自ら提供した居宅介護支援に関し、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、また、市町村から指導又は助言に従って必要な改善をするものとする。
- 10 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
- 11 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 12 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。
- 13 事業所は、居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分するものとする。
- 14 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 15 事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 16 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ザ・ハート・クラブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(基準該当居宅介護支援に関する基準)

第14条 本規程は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
平成28年 7月 1日 一部変更（所在地）
令和 5年 4月 1日 一部変更（虐待防止に関する事項）